

東濃社会教育だより No.1

-社会教育委員・公民館編-



恵那県事務所
振興防災課 振興防災係
社会教育担当:長瀬
〒509-7203
恵那市長島町正家後田 1067-71
TEL:0573-26-1111 内線 208

今年も『東濃社会教育だより』を発行します。

東濃社会教育だよりは、公民館、社会教育委員、子ども会、ジュニアリーダー、地域学校協働活動等の活動状況や、活動に係る子どもたちの様子や思い、取組のよさを多くの方に知っていただき、社会教育・生涯学習の発展をめざした「たより」です。各市における誇れる活動、新たな活動、広めたい取組等がありましたら、是非情報をお寄せください。各担当者の元へ直接取材に伺います。東濃地区の社会教育・生涯学習の発展の一助となれたら幸いです。よろしくお願いいたします。

土岐市社会教育委員・公民館長合同会議の様子から

4月22日(月)に、土岐津公民館において、土岐市社会教育委員・公民館長合同会議が行われました。

土岐市社会教育委員の会は、平成25年度から「地域の教育力の向上」をテーマに設定して、調査研究を行っています。平成28年度からは、「学校と地域の連携」を視点に「土岐市あいさつデー」と「地域行事への中学生ボランティア」を活動の場として、連携の体制や組織的な展開を進めています。昨年度の土岐市の実践は、様々な場で東濃各地に発信されました。

土岐市では、2020年に市内の全小中学校が、「地域とともにある学校」をめざし、学校運営協議会の導入(平成30年度に妻木小学校と肥田中学校が先行実施)が決定しています。今回は、国や県の動きを学んでもらうために、恵那県事務所振興防災課が依頼を受け、「これから訪れる時代」、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の概要」、「公民館や社会教育委員の役割」について、説明をさせていただきました。

社会教育施設である公民館は、地域の「小さな拠点」及び「地域運営組織」として、今後訪れる予測不能な社会に対応する期待が高まっています。また、土岐市社会教育委員の会では、研修や地域の行事に参加したり、調査研究を行ったりして、各自の資質向上に向け努力されているそうです。

国(文部科学省)は、「**地域**とともにある学校(コミュニティ・スクール)」、「**学校を核とした地域づくり(地域学校協働活動)**」など、地域と学校が共通の目的や責任をもつ協働活動を進めています。

今年度、土岐市では、10名の社会教育委員、4名の公民館長が新しく委嘱されました。これからは、地域と学校の協働が、とても重要になってきます。「子どもは、地域とこれからの未来をつなぐ宝」です。どうぞ、東濃の社会教育推進に向け、お力添えをお願いします。

いつでも、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の説明、国の最新の動き等の説明に伺います。県事務所の長瀬までお尋ねください。



社会教育委員・公民館長委嘱の様子

土岐市社会教育委員 ・公民館長合同会議

- ① 社会教育委員・公民館長委嘱
教育長挨拶
- ② 講話「地域学校協働活動への第一歩」
恵那県事務所 振興防災課 長瀬執行

話の概要

- どのような世の中になっていくの?
Society5.0、今学校では 等
- 学校運営協議会、コミュニティ・スクール、
地域学校協働活動(本部)の説明
- 社会教育委員や公民館の役割と使命
- ③ 第1回社会教育委員の会
第1回公民館長会



社会教育委員の会の様子より

「もっと知ろう！社会教育委員」をインターネットで検索しよう

「もっと知ろう！社会教育委員」より ～社会教育委員のより主体的な活動のための提言～

5つの提言 ～社会教育委員がより主体的に活躍できるように～

<提言1> 受け取ろう！ 熱いメッセージ

提言1-1 宛て職だから…と言わないで！ あなたが社会教育委員である理由を知りましょう。

提言1-2 会議に出席するだけで終わらないで！ 地域の活動に触れ、地域の声に耳を傾けましょう。

<提言2> 描こう！ 地域の未来像

あなたが描く地域の未来像は？ どんな地域にしたいか話し合しましょう。

ステップ1 実態に関するお互いの情報や考えを交換し、共通理解を図る。

ステップ2 実態の裏にある要因を探る。

ステップ3 目指す姿を実現するための実行可能なプログラムを検討する。



<提言3> 関わろう！ 人と人をつなぐのは人

社会教育委員の腕の見せどころ！ 人と人をつないで、住民の幸福度を高めましょう。

学校支援活動…学校を地域コミュニティの核と捉え、地域と学校の協働を実現するコーディネーターとなる。

社会全体の教育力向上…地域全体で未来を担う子どもたちの成長を応援するコーディネーターとなる。

<提言4> 磨き合おう！ 研修と交流に工夫をプラス

研修会や大会に参加した後だからこそを、本当の研修の始まりにしましょう。

研修等の学びを高める工夫例（バスを会議室に。報告書の共有を。）



<提言5> 工夫しよう！ 分かりやすい目標と指標で事業改善

事業推進において、「誰を対象に何をどのように変えようとしているか」という視点で本質的な目標を設定しましょう。

社会教育法より（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

過去の「東濃社会教育だより」を恵那県事務所のホームページから閲覧できます。
※ホームページ掲載場所

恵那県事務所 ⇒ 「家庭教育・社会教育」情報コーナー ⇒ 東濃社会教育だより